

登録免許税の予納の方法について(住宅宿泊管理業・近畿地方整備局)

新規登録申請時の登録免許税については、大阪国税局東税務署(税務署番号: 00035019)にて納付頂くか、国税収納を代行している金融機関にて納付下さい。

金融機関にて納付頂く場合は、金融機関窓口で渡される納付書に下記のとおり記載し、納付下さい。なお、納付書は3枚複写となっておりますので、納付後渡される領収証書(③)を第6面に貼り付け、申請書に添付下さい。

納付書記載例

①1枚目納付済通知書(記入する頁)

納付済通知書 (記入する頁)

税目: 東

金額: ¥90000

※登録申請者名にて納付下さい。

②裏面

お 願 い

- 税金は、「合計額」欄の金額で受領しますから、合計額は必ず記載してください。
- 「納期等の区分」欄及び「税務署名」欄の記載漏れがないようご注意ください。
- この納付書は、3枚1組となっておりますから、切り離さずに納付場所に提出してください。
- 「税目番号」欄及び「納期等の区分」欄には、次のとおり記載してください。

税 目	税目番号	税 目	税目番号
源泉所得税	010	消費税及地方消費税	300
源泉所得税及復興特別所得税	310	酒 税	060
申告所得税	020	たばこ税	250
申告所得税及復興特別所得税	320	たばこ税及たばこ特別税	230
法人 税	030	石油石炭税	380
地方 法 人 税	040	電源開発促進税	170
復興特別法人税	330	揮発油税及地方道路税	180
法人 税 (連結)	032	揮発油税及地方揮発油税	070
地方法人税(連結)	042	石油ガソリン税	190
復興特別法人税(連結)	332	自動車重量税	200
租 与 税	050	航空機燃料税	210
贈 与 税	051	印 紙 税	220
地 産 税	280	登 録 免 許 税	221
消 費 税	240		

電子納税について (事前手続が必要です。)

国税の納付に当たっては、電子納税をご利用いただけます。

電子納税とは、金融機関の窓口に向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することが可能となるものであり、次の方法があります。

- ① 国税ダイレクト方式電子納税 (ダイレクト納付)
- ② インターネットバンキング等による電子納税 (登録方式・入力方式)

電子納税のご利用に当たっては、お取引の金融機関がご利用いただく納付手段に対応していること及びあらかじめ利用のための手続を行っていただくことが必要となります。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.ntago.jp) をご覧ください。

【電子納税 (入力方式) による納付方法】

金融機関 (インターネットバンキング等) の税金・各種料金払込画面では、次のとおり入力してください。

- ① 収納機関番号 → 「00200」
- ② 納付番号 → 「利用者識別番号」
- ③ 確認番号 → 「納税用確認番号」
- ④ 納付区分 → 「納付区分番号」 (e-Taxに納付情報を登録し、通知される番号) 又は「納付目的コード」 (納付情報を組み合わせて作成した番号)

* 「納付目的コード」… 「税目番号 (3桁)」 + 「申告区分 (1桁)」 + 「4」 + 「課税期間 (2桁～6桁)」 を一連番号にしたものです。

- ・ 「税目番号」は左記の網かけの7税目に限られます。
- ・ 「申告区分」は第一片の (申告区分) 欄の番号です。
- ・ 「課税期間」は左記の (記載例) の (目) の2桁から6桁の数字になります。

③3枚目・領収証書(複写式)

領収証書

税目: 東

金額: ¥90000

※本頁は①に記入することにより複写されます。

要金融機関領収印